

政令番号356 フタル酸-n-ブチル=ベンジル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道	1.8E+0			1.8				1.8
2	青森県								
3	岩手県	4.5E+2			450.0				450.0
4	宮城県								
5	秋田県						2.8E+3	2,800.0	2,800.0
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						9.4E+1	94.0	94.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						1.9E+2	185.0	185.0
15	新潟県	4.6E+0			4.6		2.1E+0	2.1	6.7
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	1.1E+1			11.0		5.3E+1	53.0	64.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	1.0E+0			1.0		1.1E+3	1,100.0	1,101.0
22	静岡県	1.2E+2			120.0		6.0E+1	60.0	180.0
23	愛知県						6.9E+1	69.0	69.0
24	三重県						1.5E+2	150.0	150.0
25	滋賀県	1.0E+1			10.0		3.0E+1	30.0	40.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						2.9E+1	28.8	28.8
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						4.0E-1	0.4	0.4
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.0E+2			598.4		4.6E+3	4,572.3	5,170.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。